

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・故フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第4章 聖務日課（教会の祈り）」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ヨハネス・ヴィアンネ・ラマ O.C.D.

第4章 聖務日課（教会の祈り）

典礼憲章

④① ～第二バチカン公会議公文書より～

時課の時刻：一日を本当に聖化（罪から解放され、神の聖性にあずかり、聖なるものとされること）するためにも、時課そのものを霊的実りをもって唱えるためにも、時課を唱えるにあたって各時課の正式な時刻に最も近い時間が守られることが望ましいです。

聖務日課の義務：歌隊共唱（聖歌隊と会衆と一緒に歌うこと、あるいは聖歌隊が中心となって会衆をリードし、声を合わせて賛美を捧げること）の義務がある団体は、ミサの他に、聖務日課を毎日歌隊共唱をもって行う義務をもちます。さらに、

a) 修道参事会、陰修道士会、陰修道女会、および「法」あるいは「会憲」によって歌隊共唱の義務を持つ他の盛式修道会は、すべての聖務日課を唱えます。

盛式修道会とは、「盛式誓願（終生誓願）」を立て、厳しい共同生活が基本で、祈り、観想、労働、勉強あるいは宣教活動を行う送る伝統的な修道組織です。主にベネディクト会、フランシスコ会、ドミニコ会など4大戒律に基づき、貞潔・清貧・従順を生涯遵守し、祈りと労働を生活の中心としています。

b) 司教座付祭式者会、あるいは教会付祭式者会は、「一般法」あるいは「局地法」によって課されている聖務日課の部分を唱えます。

c) 上記の共同体の成員で一般修士を除いた上級聖職階級を受けた者、あるいは盛式誓願を立てた者はすべて、歌隊共唱で唱えなかった教会法上の諸時課を単独で唱えなければなりません。

歌隊共唱の義務を負わない聖職者は、上級聖職階級を受けているなら、第89条の規定により、共同あるいは単独で、毎日すべての聖務日課を唱える義務を果たさなくてはなりません。（2026年3月予定表参照）

（つづく）